## 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共	司企業体は	、次の事業を共同連	帯して営むことを目的と	こする。	
(1) 魚津市	発注に係る_			工事(当該工事内容の	
変更に伴	う工事を含む	つ。以下、単に「建請	受工事」という。)の請負	負	
(2) 前号に	付帯する事	Ě			
(名称)					
第2条 当共	同企業体は、			建設工事共同企	
業体(以下	「企業体」。	という。) と称する。			
(事務所の	所在地)				
第3条 当企	業体は、事務	所を		に置く。	
(成立の時	期及び解散の	つ時期)			
第4条 当企	業体は、平原	戈 年 月 [	日 に成立し、建設工事	の請負契約の履行後6ヶ	
月を経過す	るまでの間に	は、解散することが~	できない。		
2 建設工事	を請け負う、	ことができなかった。	ときは、当企業体は、前	項の規定にかかわらず、	
当該工事に	係る請負契約	<b>的が締結された日に</b> 触	解散するものとする。		
(構成員の	住所及び名和	东)			
第5条 当企	業体の構成員	員は、次のとおりとっ	する。		
構成員	住	所			
	商号又は	名称 <sub></sub>			
	代表者氏	:名 <sub></sub>			
構成員	住				
	商号又は	商号又は名称			
	代表者氏	:名			
構成員	住				
	代表者氏	二名			
//h <del></del>	h Th				
代表者の			> 15	. — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
第6条 当企	美仏(ゴ		を代	表者とする。	

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うこ とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払 金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するも のとする

V) _ 9	<b>つ</b> 。				
(構成	員の出資の割	(合)			
第8条	各構成員の出	資の割合は、次のとおり	のとする。ただし、	当該建設工事について発行	主者
と契約	内容の変更増	減があっても、構成員の	の出資の割合は変わ	らないものとする。	
代	表構成員				%
そ	の他構成員				%
そ					
2 金銭				うえ構成員が協議して評価	
るもの	とする。				
(運営	委員会)				
第9条	当企業体は、	構成員全員をもって運営	営委員会を設け、維	l織及び編成並びに工事の抗	施工
の基本	に関する事項	、資金管理方法、下請允	企業の決定その他の	当企業体の運営に関する	基本
的かつ	重要な事項に	ついて協議の上決定し、	建設工事の完成に	当たるものとする。	
(構成	員の責任)				
第10条	各構成員は、	建設工事の請負契約の	履行及び下請契約	その他の建設工事の実施に	_伴
い当企	業体が負担す	る債務の履行に関し、通	車帯して責任を負う	ものとする。	
(取引	金融機関)				
第11条	当企業体の国	取引金融機関は、	銀行	店とし、共同企業	体
の名称	を冠した代表	者名義の別口預金口座に	こよって取引するも	のとする。	
(決算	)				
第12条	当企業体は	当該工事が完成したと	き、決算するもの	とする。	

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利 益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金 を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存 構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、 脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割 合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準 用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16 条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあったときは、各構成員が共 同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

				外2社	は、以上のとおり		建
設工事	共同企業体	本協定を	締結し	たので、	その証としてこの協定書4追	<b>重を作成し、</b>	各当事者記
名押印	し、各自	1通を保	:有する	ほか、発	注者に1通提出するものとす	<b>上る。</b>	
平成	年	月	日				
					建設工事共同企業体		
			住	所			
代表構成	員		商号又	は名称			
			代表者	<b></b> 氏名			印
			住	所			
その他構	成員		商号又				
			代表者	<b></b> 氏名			印
			<i>P</i> -	===			
スの仙地	4.5		住	が見れ			
その他構成員			商号又 代表者				印
			八八八十				⊢l₁